



定年後・退職後の家計のリスクを考える 第4回

定年後、思うような仕事に 就けない、収入が得られない



藤川 太

生活デザイン株式会社代表取締役

【ふじかわ・ふとし】

1968年、山口県生まれ。慶應義塾大学大学院理工学研究科を修了後、自動車会社勤務を経てファイナンシャル・プランナーに。「家計の見直し相談センター」で個人向け相談サービスを展開している。著書は『サラリーマン家庭は“増税破産”する!』（角川 ONE テーマ21、2013、共著）『やっぱりサラリーマンは2度破産する』（朝日新書、2014）等多数。

定年退職後も再雇用や雇用延長で65歳まで働くことが当たり前になりつつあります。

ただ、現役時代に比べ大きく収入が下がってしまうことが一般的です。現役時代と同じような内容の仕事をするにもかかわらず、収入が大きく下がり、かつての部下に指図をされることもあります。これではモチベーションを保つことも難しいかもしれません。シリーズ「定年後・退職後の家計のリスクを考える」の最終回は「定年後の就労」について考えてみましょう。

公務員に失業手当は出ない

定年が設けられている民間企業で働く会社員や地方自治体で働く公務員が定年以降も再雇用や再任用で働き続けると、多くの場合、**定年前に比べて給料は大幅ダウン**します。現役時代の3割減、4割減は当たり前の中には6割減となる人もいます。仕事内容

についてもコピー取りやお茶汲みなど雑務ばかり。そんな雇用条件に嫌気をさして、定年を機に退職する人は少なくありません。

「退職したら失業手当をもらいながら、次の仕事を探そう」と思っている人もいるでしょう。しかし、これが通用するのは民間企業に勤める会社員だけです。ご存知かもしれませんが、公務員には失業手当がありませんので注意が必要です。

「失業手当」とは、労働者が失業した後、仕事を探す期間の生活を支えたり、労働者が再就職先を見つけられるよう職業訓練を行うための、雇用保険法に基づいたセーフティネットです。

一度、給与明細の控除項目を確認してみてください。会社員の場合は毎月「雇用保険料」が控除されていますが、公務員であれば控除されていないはず。なぜなら、公務員は雇用保険の適用外だからです。そのため、公務員は失業手当がもらえません

し、雇用保険を使つての職業訓練も受けることができません。

一方、民間企業に勤める会社員の場合、定年後も再就職するなどして働く意志があれば、雇用保険が適用されます。雇用保険は政府が管掌する強制保険制度で、企業は原則として必ず加入しなければなりません。雇用保険のうち、定年退職した会社員が受けられるのは「一般保険者に対する求職者給付」です。その柱となるのは、「基本手当」です【図表1】。

基本手当はいわゆる「失業手当」で、基本手当日額は、退職前6カ月間の給料（賞与を除く）の合計額を180で割って算出した額の50〜80%です。年齢区分によって上限額が決められており、給料の合計額が少ない人ほど、その割合は高くなります。

会社倒産やリストラなどによる特定受給資格者に該当しなければ、基本手当の給付日数は勤続20年以上でも最長150日です。

【図表1】雇用保険

● 基本手当

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」と言います。

「基本手当日額」は原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳は45～80%）で、賃金の低い方ほど高い率となっています。基本手当日額は年齢区分ごとに上限額が定められており、現在は下記の通りです。

また、基本手当の所定給付日数は下記の通りです（特定受給資格者及び一部の特定理由離職者、就職困難者を除く）。

基本手当日額上限

45歳以上 60歳未満	8,335円
60歳以上 65歳未満	7,150円

令和元年8月1日現在

所定給付日数

	1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	120日	150日

● 技能習得手当

受給資格者が積極的に公共職業訓練等を受ける条件を整え、その再就職を促進するため、受給資格者が公共職業訓練等を受講する場合に基本手当とは別に受けられるものです。

受講手当	支給の対象となるのは、基本手当の支給の対象となる日のうち公共職業訓練等を受けた日です。受講手当の日額は500円です。受講手当の上限額は20,000円です。
通所手当	受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設へ通所するために交通機関、自動車等を利用する場合に支給されます。支給対象にならない日がある月については日割により減額して支給されます。

出典：ハローワークホームページ

定年というタイミングは、実は仕事について考えるいい機会でもあります。現在の仕事を辞めようと考えているなら、仕事に

仕事の意味を考えよう

が残っているのです。退職後もまだまだ長い人生が残っているのです。退職後もまだまだ長い人生が残っているのです。

退職後の生活を考える時には平均寿命ではなく、ある年齢の人があと何年生きられるかを算出した「平均余命」を見ます。例えば60歳時の平均余命は男性23・72年、女性28・97年（2017年簡易生命表。つまり60歳まで生きた方は平均して男性83・72歳、女性88・97歳まで人生が続くこととなります。こうしてみると、退職後もまだまだ長い人生が残っているのです。

60歳になっても まだまだ人生は長い

私たちは高齢化社会に生きています。日本人の平均寿命を見ると、2007年には男性79・19歳、女性85・99歳でしたが、2017年には男性81・09歳（+1・9歳）、女性87・26歳（+1・27歳）と長寿化が進んでいます。

その間に再就職先を見つけれなければ、無収入の期間が続くことになりかねません。無収入であれば、退職金やそれまでの蓄えを切り崩しながら生活することになります。そう考えれば、次の仕事を見つけてから退職するなど、定年後の転職活動も注意深く行う必要があるのです。

やりがいを感じていなかったり、仕事を楽しめていないかもしれません。そんな方は、この機会に「自分は何のために定年後も働こうとしているのか」「これから何をしたいのか」「なぜ仕事をするのか、もしくは仕事をしないのか」について、じっくりと考えてみましょう。

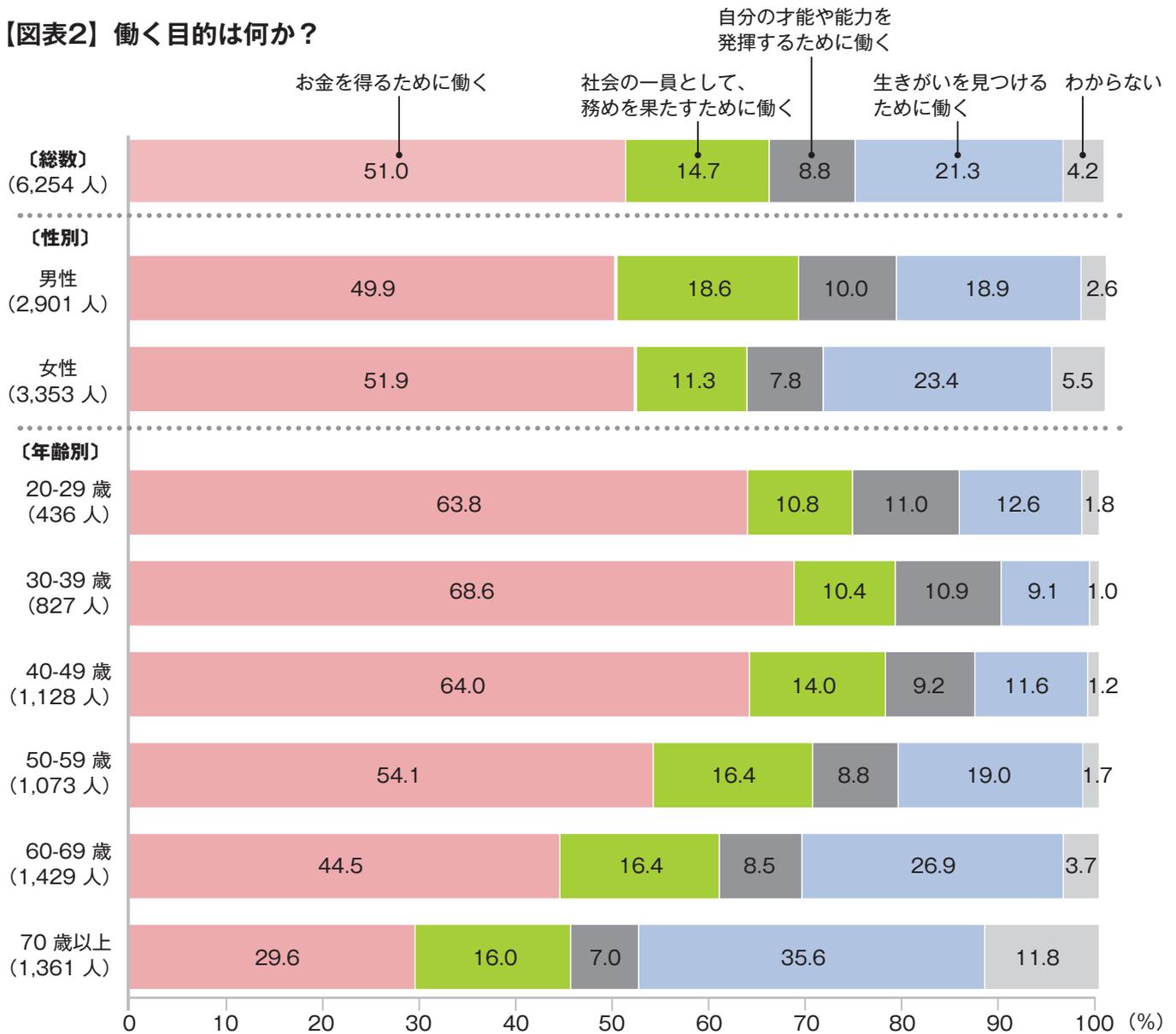
住宅ローンの返済、教育費の支払い、老後資金の蓄積など、現役時代は資金需要が多くあります。支出が多過ぎてやり繰りに苦労する局面もあるでしょう。ですから、生活のため、お金のために働く人が大半となります。もちろん、定年後も年金だけでは生活ができないなら、生活を維持するために働かなければならないでしょう。

ただ、現役時代と違い、年金の受給開始年齢に達すれば収入のベースとして年金を受け取ることができます。これにより、生活を維持するために必要な収入の額は現役時代よりも低くなるはずです。加齢で年々体力が衰える中、自分の体と相談しながら無理のない範囲で働くことは、定年後もできるだけ長期間働いて収入を得るためには重要です。

一方で、しっかりと老後資金を蓄積できている、もしくは年金で十分に生活できるほど堅実に生活できる方は、生活のために働く必要はありません。それでも働く人はたくさんいます。

退職すると毎日が自由時間となります。家にずっといるだけでは何もすることがあ

【図表2】働く目的は何か？



出典：平成26年「国民生活に関する世論調査」(内閣府)

りません。テレビを観たり、新聞を隅から隅まで読んでもなかなか時間は過ぎてくれないでしょう。楽しめる趣味を持っていたり、仲間が集まれるコミュニティがあれば生きがいもあるかもしれません。

そうでなければ、生きがいのために働くことも考えたいところです。これまで培った技術や知識、経験を社会で生かすことができれば、やりがいや誇りにつながるでしょう。報酬がなくても生活に支障はきたさなかつたとしても、少しでもお金をもらえれば生活に余裕が生まれます。

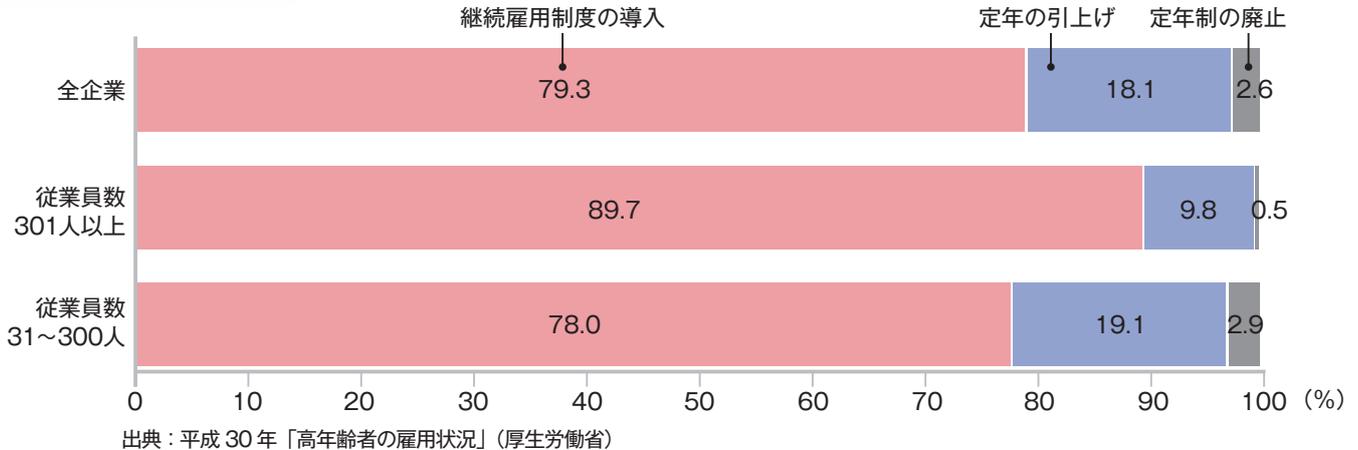
定年後も現在の職場で働くことをためらう理由の一つは、若い世代に使われる立場となり、社会的な地位が低下することへの不満があるようです。一方で、退職し仕事をしなければ何もすることがなくなり、収入が激減することで生活が成り立たなくなる不安もあるでしょう。

内閣府の調査を見ても、定年後に向かうにしたがって、「お金を得るため」から「生きがいを見つけるため」へと働く目的が変わっていく傾向が顕著に表れています【図表2】。これから定年に向けて準備をしていくのであれば、**生きがいのために働くことができるよう、経済的なゆとりが持てる準備を進めていきたい**ところです。

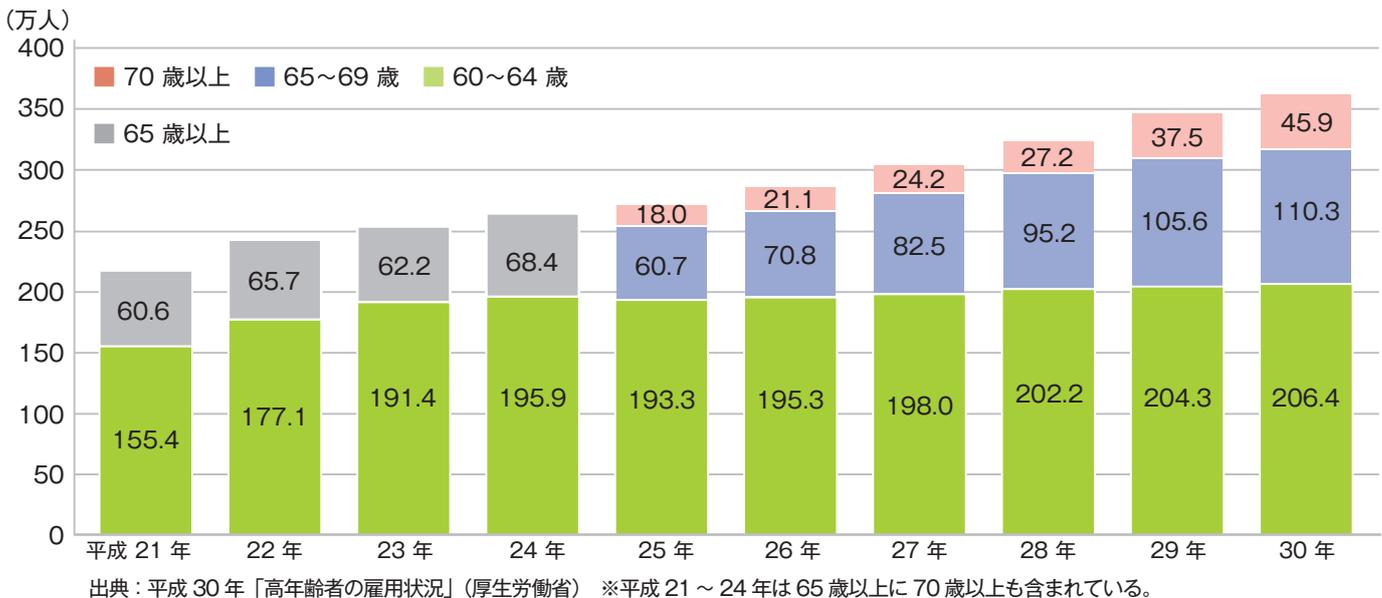
70歳まで働く時代がやって来る

定年後も働き続けたいと思っ

【図表3】雇用確保措置の内訳



【図表4】年齢別常用労働者の推移



「歳を取ったら働きたくても働かせてもらえないのでは？」という疑問もあるでしょう。ほんの10年くらい前までは60歳で退職することが当たり前でした。ところが、今や労働者が定年後も働くことを希望した場合、企業は正当な理由がない限り雇用しなければなりません。つまり、労働者が希望すれば65歳まで働くことができるのです。

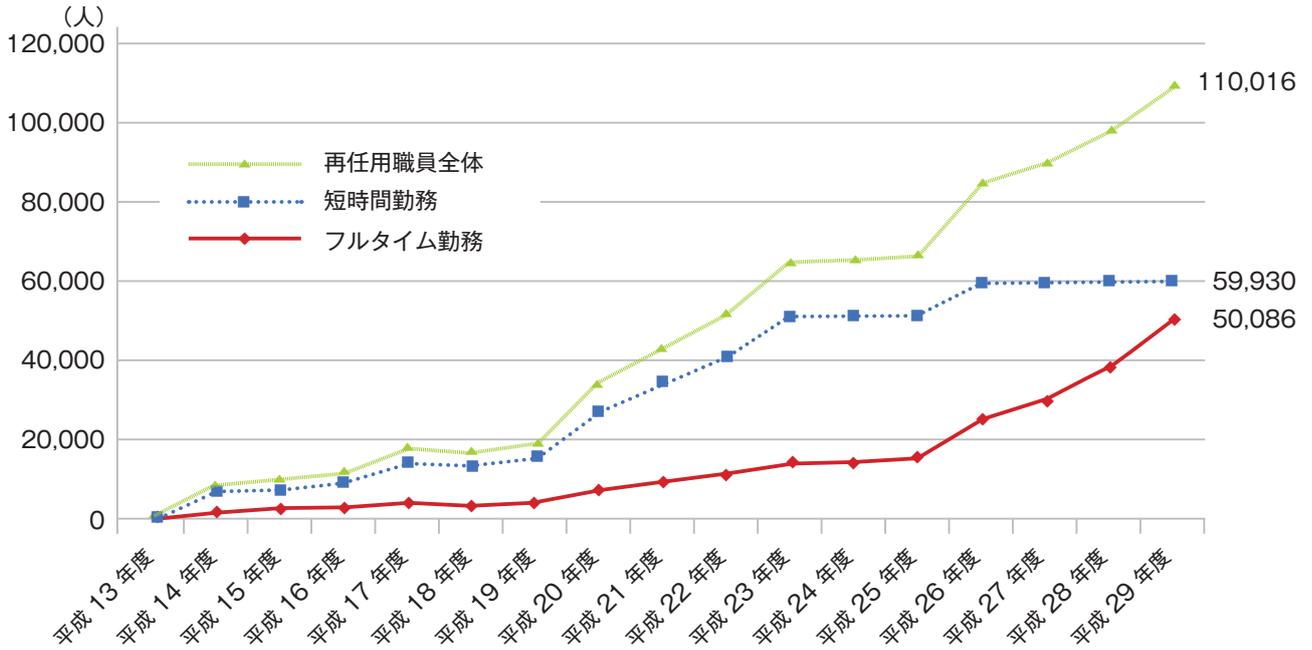
さらに、国会では70歳まで働ける環境を作ることが議論されています。あつという間に、60歳で退職する世の中から70歳まで働く世の中へと移行しています。「70歳まで働かせるのか」と思う方もいるかもしれませんが、あくまで「希望すれば働ける」という制度です。人生の選択肢が増えるわけですから歓迎すべきではないでしょうか。

「高齢者の雇用状況」（厚生労働省）を見ると、継続雇用制度を導入している民間企業は全体で約8割を占めています【図表3】。従業員31人から300人の民間企業では、20%近くが定年を引き上げていますし、定年制を廃止した企業も3%あります。

同じく「年齢別常用労働者の推移」を見ても、60歳以上の労働者は年々増加しています。70歳以上の統計を取り始めた平成25年以降の5年間で70歳以上の常用労働者数は2倍以上にも増えています【図表4】。

地方公務員の再任用状況を見ても、年々再任用で働く人は増え、平成29年度には11万人を超えました。その内訳を見ると、かつては短時間勤務が大半でしたが、平成20

【図表5】 地方公務員の再任用職員数の推移



出典：平成29年「地方公務員の再任用実施状況等調査」（総務省）

【図表6】 わが国の健康寿命の推移

西暦	男性			女性		
	健康寿命	平均寿命	差	健康寿命	平均寿命	差
2001年	69.40 歳	78.07 歳	8.67 年	72.65 歳	84.93 歳	12.28 年
2004年	69.47 歳	78.64 歳	9.17 年	72.69 歳	85.59 歳	12.90 年
2007年	70.33 歳	79.19 歳	8.86 年	73.36 歳	85.99 歳	12.63 年
2010年	70.42 歳	79.55 歳	9.13 年	73.62 歳	86.30 歳	12.68 年
2013年	71.19 歳	80.21 歳	9.02 年	74.21 歳	86.61 歳	12.40 年
2016年	72.14 歳	80.98 歳	8.84 年	74.79 歳	87.14 歳	12.35 年

出典：平均寿命は、2001年、2004年、2007年、2013年、2016年は、厚生労働省「簡易生命表」、2010年は「完全生命表」。健康寿命は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」。2016年の健康寿命は厚生労働省「第11回健康日本21（第2次）推進専門委員会資料」より

長く働く世の中になると重要度を増してくるのが「健康寿命」です。健康寿命とは

「健康維持」もこれからの必須スキル

年度以降、フルタイム勤務が右肩上がりでも急増し、短時間勤務に迫る勢いです【図表5】。このまま行くと再任用でもフルタイム勤務が基本になりそうですが、勤務形態は選べます。自分の体や生活環境を考えて選ぶといいでしょう。

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことで、平均寿命の延びに比例するように健康寿命も延びています【図表6】。2001年には男性69・40歳、女性72・65歳といずれも70歳そこそこでした。これに対し2016年は男性72・14歳、女性74・79歳と15年間で3歳程度延びていることが分かります。

ただ、延びていると言っても、70歳まで働くとすぐに健康寿命が来てしまい、退職後の生活を楽しむ時間があまり残されていないように見えます。

ところが、「定年後にも働くことが健康寿命を延ばすことにつながる」という研究成果が発表されています。もちろん、体力的にも精神的にも無理をして働くことは健康によくありません。無理なく、生きがいにもなるような働き方ができれば、結果的に健康寿命を延ばすことにもつながると考えられるのです。

再就職する場合の注意点

それでは定年を機に仕事を辞め、再就職する場合は、どんなことに注意すればいいのでしょうか。

これまで日本では終身雇用が一般的でした。そんな時代に就職した会社員の中には、新卒で入社してからずっと同じ会社で働き続けてきた方も少なくないでしょう。同様に地方公務員の中にも、新卒で入庁して、

定年まで勤め上げた人は多いはずですが、

企業にはそれぞれの社風やカラーがあります。中小企業では経営者の考え方が色濃く反映されます。仕事をすることにあっては、企業の方針に従って行動することが求められます。従業員として企業に貢献できるかどうか問われるのです。

また、**企業が定年後の人材を雇用する意味も考えるべき**です。一般的には定年後の人は安い給料で雇うことができると思われています。企業によっては若い人が嫌がる仕事(深夜勤務や体力を使う仕事など)を担う人材とも見えています。再就職する際には、給料は大幅に下がることを覚悟しておいたほうが良いでしょう。

もちろん、中には知識や経験豊富な人材を必要としている企業もありますが、そうした職口を探している人は大勢います。その競争の中でも選んでもらえるなら、満足できる就職先と出会うことができるでしょう。

再就職先では仕事のやり方も異なることがほとんどです。これまで常識だと思ってきたことが非常識となることもあります。新しい知識やスキルを身に付ける必要も出てくるでしょう。**再就職したら新入社員になっただけでも、何でも新しいものを吸収していく意欲を持ち、柔軟に対応できる姿勢が求められます。**また、どんな世代の人とも付き合っていけるコミュニケーション能力は欠かせません。

新しい仕事に慣れた後には、皆さんの豊

富な経験や知識が生きる時期がやってくるでしょう。

起業も選択肢だが リスクは高い

平均余命を考えると、定年後も20年以上の時間が残されています。何か新しいことにチャレンジする時間は十分にあります。退職金も出て、お金にも余裕があるかもしれない。再就職すれば既存の組織の中に自分を合わせていくことが必要ですが、起業をすれば自分のペース、自分の考えで仕事をすることが出来ます。そこで「起業」という選択肢を検討する方もいます。

ただ、起業すれば「雇われる」側ではなく、「雇う」側になります。給料を払う側になると、給料日が楽しみなものではなくなります。一人で働ける仕事であれば給料を払う必要はなく、経営リスクは低くなります。しかし、人を雇うことによつて、一人ではできないような大きな仕事もできるのが起業の醍醐味でもあります。

大きなリスクを背負ってでも起業するのであれば、尽きない熱意を持ちたいところです。例えば堅実に経営をしていても、大きな経済ショックに直面することはあります。土曜や日曜だからと言って休んでいられない時もあります。長い間経営していれば苦しい時期が必ず来ますが、熱意を持っていないと粘り強く難局を乗り越えることができません。

また、**起業するなら「勝算」が必要**です。市場の状況や競合関係など、起業する前にできる限り多くの情報を集めましょう。そして、起業前には必ず事業計画を立てるべきです。その際、少なくとも悲観的、中立、楽観的の3段階で計画を立ててみて、リスクを見積もっておきましょう。それでも勝算があれば、勇気を持って起業するのがいいでしょう。

退職の決断をする前に しっかり考えよう

退職する前に、定年後の長い人生をどのように過ごすのか、退職後のライフプランを立ててみることをお勧めします。定年後の人生をより豊かなものにするものは、「趣味や旅行だけではありません。そこに「働く」という選択肢を加えてみましょう。退職後の生きがいの問題だけでなく、家計の問題の解決にもつながります。

再雇用の条件に不満があったとしても、他の企業に再就職したり、起業するには大きなリスクが伴います。退職後は無理せず、生きがいのために前向きに働けることが理想です。退職後に働く意味を、現役時代のそれと比べてもあまり意味がありません。現役時代の人たちと張り合うのではなく、与えられ場所で自分がどのように役に立てるのかを考えるべきです。そういう視点でそれぞれの選択肢を比較、検討してからのような形で働くのか決めましょう。